平成２６年（フ）第１１４号
静岡県富士市今泉3794番地の１　ステートピアＳＵＧＩＹＡＭＡ１―Ａ号
債務者　和田由加利
１　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第８５１号
名古屋市名東区牧の原２丁目902番地　ラ・メゾン牧の原301号
債務者　近藤　藍子
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１１号
名古屋市北区喜惣治２丁目72番地　エスポワールＫ301号
債務者　村上　貴志
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５号
兵庫県洲本市中川原町厚浜310番地
債務者　西田美惠子
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第９０号
山口県下関市彦島江の浦町３丁目15番２―501号　県営住宅彦島江の浦団地
債務者　松浦はるみ
１　決定年月日時　平成26年７月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
山口県下関市大字吉田1241番地５
債務者　篠田智加江
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
高知県宿毛市高砂38番９号　西岡アパート２号
債務者　立石　　壽
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第５６号
大分市大字荏隈105番地の７
債務者　日髙はるみ
１　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５７号
大分市大字荏隈105番地の７
債務者　日髙　俊子
１　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４６号
大分市大在北４丁目９番31号　アルテ大在206
債務者　村山　啓司
１　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６８号
大分県別府市大字鶴見2214番地の１　市営竹の内住宅Ｊ棟202号
債務者　多田　真弓
１　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７６号
大分市花高松３丁目７番17号
債務者　吉田　優介
１　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７７号
大分市政所２丁目２番18号　ルネ大在203
債務者　吉田　明弘
１　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８９号
大分県別府市石垣西６丁目６番４―402号　柴田ビル
債務者　出口　賢治
１　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９８号
鹿児島県鹿児島市常盤１丁目17―１　白浜病院内、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町1522番地　吉野ハイツ102号西田方
債務者　野中　春男
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５５号
富山市旭町２番４―205号　サンシャイン
債務者　中村　　栄
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４号
青森県五所川原市字幾島町32番地７　マンション幾島５号室
債務者　奈良　隆幸
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係